

一般型指定特定施設入居者生活介護事業所
第一光が丘ハウス 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人光道園（以下「事業者」といいます。）が開設する一般型指定特定施設入居者生活介護事業所第一光が丘ハウス（以下「事業所」といいます。）が行う一般型指定特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者（以下「利用者」といいます。）に対し、適正な一般型指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業者は、一般型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、要介護状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにします。

第2章 一般型特定施設職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数)

第3条 従業者の職種及び員数は次のとおりとします。

- | | | |
|------------|------|---------------|
| 一 施設長（管理者） | 1名 | （常勤1名） |
| 二 生活相談員 | 1名以上 | （常勤換算：常勤1名以上） |
| 三 介護職員 | 6名以上 | （常勤換算：常勤1名以上） |
| 四 看護職員 | 1名 | （常勤換算：常勤1名以上） |
| 五 計画作成担当者 | 1名 | （常勤1名） |

2 前項各号に掲げる従業者の職務の内容は、次のとおりとします。

- 一 施設長（管理者）は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行います。
- 二 生活相談員は、利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行います。
- 三 介護職員は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行います。
- 四 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な処置を行います。
- 五 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成を行います。

第3章 入居定員

(事業所の名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名 称 一般型指定特定施設入居者生活介護事業所
第一光が丘ハウス
- 二 所在地 福井県丹生郡越前町朝日22字7の1

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとします。

- 一 入居定員 18名
- 二 居室数 18室

第4章 一般型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明並びに契約の締結等)

第6条 事業者は、サービス提供の開始に際してあらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務の体制、事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び事業所の名称及び受託居宅サービスの種類、利用料の額並びに改定の方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、(入居)及び一般型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとします。

2 事業者は、前項のサービス提供開始に当たり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認します。

(一般型指定特定施設入居者生活介護の取扱い方針)

第7条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しながら、日常生活に必要な援助を行います。

2 事業者は、サービス提供に当たって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められた時は、サービス提供方法等について十分な説明を行います。

3 事業者は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

4 事業者は、自ら一般型指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(身体拘束の廃止)

第8条 事業者は、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法

により入居者の行動を制限しない。

2 事業者は、施設長や医師等で構成する「身体的拘束等適正化委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するか十分検討する。

3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

4 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、入居者やその家族等にできる限り詳細に説明する。

5 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

6 事業者は、「身体的拘束等適正化委員会」を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

7 事業者は、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

8 事業者は、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（相談及び援助）

第9条 事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者は又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

（特定施設サービス計画の作成）

第10条 事業所の計画作成担当者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所及び他の特定施設職員と常に継続的に連携し、特定施設サービス計画を作成します。

2 前項の特定施設サービス計画作成に当たっては、その原案をあらかじめ利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、当該計画を作成し利用者に交付します。又、常に当該計画の評価を行い必要に応じて変更します。

（利用料）

第11条 事業者が一般型指定特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

- 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用
 - 二 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用
- 4 前項までの利用料に係るサービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとしします。

(利用料の変更等)

第12条 事業者は、介護保険法等関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 事業者は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとしします。

第5章 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続き

(居室の移動)

第13条 利用者は、原則として別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとしします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

- 一 日照、採光等の環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由がある時
 - 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をする上で著しい支障がある時
 - 三 より適切なサービス提供をする上で、他の利用者との関係が日常生活を送る上で著しい支障がある時
 - 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障がある時
- 2 事業者が一般型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認める時は、事業所の管理者は、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。

(居室移動の手続き)

第14条 前条第1項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面により管理者へ提出しなければなりません。

2 事業所の管理者は、前項の書面を受理した時は、その理由その他一般型指定特定施設入居者生活介護の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面をもって通知します。

3 前条第2項の規定により、利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければなりません。

(居室移動に係る費用負担)

第15条 前条第2項の規定により居室を移動した利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなればなりません。

2 前項に規定する現状に復する費用は利用者（又は身元引受人）の負担とします。

第6章 一般型指定特定施設入居者生活介護の利用にあたっての留意事項

(介護居室)

第16条 利用者の居室は、全室個室です。

(一時介護室)

第17条 事業所は、介護を行うために適当な広さを確保しています。

(食堂)

第18条 事業所は、各階の利用者の全員が使用できる十分な広さを備えたリビングを設け、利用者の全員が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類等の備品類を備えています。

(浴室)

第19条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽、1人でゆったりと入れる個浴室を利用することができます。

(便所)

第20条 事業所は、便所を全居室と共有の多目的トイレを各階に設置しています。また、1階の多目的トイレにはオストメイトも設置されています。

(機能訓練室)

第21条 事業所は、併設したデイサービスセンターに利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設置し、目的に応じた機能訓練器具等を設置しています。

(喫煙)

第22条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙に協力していただきます。

(飲酒)

第23条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力していただきます。

(衛生保持)

第24条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協

力していただきます。

(禁止行為)

第25条 利用者は、事業所で次の行為をしてはなりません。

- 一 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- 二 けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- 四 指定した場所以外で火気を用いること
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと

(利用者に関する市町村への通知)

第26条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる時
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしている時

(利用者の家族との連携)

第27条 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保します。

第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

第28条 事業者は、利用者の心身の状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、出来るだけ速やかにその家族に連絡する等必要な措置を講じます。

2 事業者は、緊急時等に際して採った措置について記録するとともに、従業員に対し回覧する等、周知徹底を図ります。

3 事業者は、緊急時等の対応のための従業員に対する研修を、定期的又は随時行います。

4 事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(事故発生時の対応)

第29条 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡します。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第30条 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、職員に周知するとともに、当該計画に従って避難誘導訓練、その他必要な訓練等を行います。

第9章 その他運営に関する重要事項

(入退居の記録の記載)

第31条 事業者は、入居に際して、入居年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載します。又、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載します。

(勤務体制等)

第32条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めています。

2 事業者は、職員の資質向上のための研修の機会を設けています。

(協力医療機関等)

第33条 事業者は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関等を定めています。

2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めています。

3 協力医療機関は以下のとおりとします。

協力病院	福井県鯖江市旭町4-4-9 医療法人 寿人会 木村病院
------	--------------------------------

協力歯科医療機関	福井県丹生郡越前町織田4-2-75 丹原歯科医院
----------	-----------------------------

(掲示)

第34条 特定施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示しています。

(秘密の保持)

第35条 事業所の職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

2 事業者は、退職者等が正当な理由なく業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(苦情処理)

第36条 事業者は、サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置しています。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録します。

3 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。又、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告します。

4 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告します。

（個人情報の保護）

第37条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

（虐待防止に関する事項）

第38条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。

一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 施設において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとします。

（地域との連携）

第39条 事業者は、運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行う等、地域との交流に努めています。

（記録と整理）

第40条 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備します。

2 事業者は、利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第一号・第二号および第三号の記録についてはその完結の日から五年間、その他の記録についてもその完結の日から五年間保存します。

- 一 特定施設サービス計画(保存期間5年)
- 二 市町村への通知に関する事項の記録(保存期間5年間)
- 三 苦情の内容等の記録(保存期間5年間)
- 四 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録(保存期間5年間)
- 五 提供した具体的なサービスの内容等の記録(保存期間5年間)
- 六 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録(保存期間5年間)
- 七 一部業務委託をしている場合はその記録(保存期間5年間)
- 八 法定代理受領サービスに係る同意書を受けている場合はその書類(保存期間5年間)

※ 「完結の日」の考え方

- ・ 日々作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。

サービス内容の記録、身体拘束についての記録

- ・ 記録に期間の定めがあるものは、その期間の満了日

サービス計画書

- ・ 必要に応じて作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。

市町村への通知、苦情の内容等の記録、事故対応についての記録

(その他)

第41条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所との協議に基づいて定めるものとします。

附則

この規程は、平成18年10月1日から施行します。

この規程は、平成19年4月1日から施行します。

この規程は、平成22年4月1日から施行します。

この規程は、平成23年4月1日から施行します。

この規程は、平成24年4月1日から施行します。

この規程は、平成25年4月1日から施行します。

この規程は、平成26年4月1日から施行します。

この規程は、平成28年4月1日から施行します。

この規程は、平成30年4月1日から施行します。

この規程は、令和2年4月1日から施行します。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。